

時間外選定療養費の運用について

2025年12月31日より

救急外来受診時に、医師により、緊急性がないと
判断された場合、下記の通り、診療費とは別に
「時間外選定療養費」をご負担いただきます。

金額	<u>7,700円(税込)</u>
対象期間	平日 17:00～翌8:30 土日・祝日・年末年始(12月31日～1月3日)

※ 「時間外選定療養費」とは

当院は二次救急病院であり、救急外来については、入院を必要とする患者様、緊急性のある患者様の診療を最優先としています。かかる中、時間外診療を希望される患者様について、医師が、緊急性がないと判断した場合、通常の診療費とは別にお支払いいただく費用を「時間外選定療養費」といいます。

時間外選定療養費の対象にならない方

- 緊急な診療が必要な方(例:救急車で来院の方)
- 他院から紹介状を持参された方
- 救急外来受診後にそのまま入院となった方
- 生活保護法による医療扶助の対象となる方
- 指定難病または障害等により、各種公費負担制度の受給対象となっている方
(乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者医療助成制度は除く。)
- 交通事故、労働災害で受診される方
- その他、医師が緊急性を認めた方

2025年12月